

令和8年
6月号

玉園パトロール

東近江警察署

玉園交番

代表電話:24-0110

大麻等薬物乱用の防止

覚醒剤や大麻等の違法薬物に関するニュースは、後を絶ちません。令和7年中における滋賀県内の薬物事犯検挙人員は82人で、そのうち半数以上の48人が大麻事犯での検挙人員となり、大麻事犯検挙人員は過去最多となりました。大麻事犯では、検挙人員の約7割が20歳代以下の若年層となっています。

また、覚醒剤や大麻の他、国内未承認の医薬品成分エトミデート(俗称:ゾンビたばこ)が含まれる危険ドラッグが乱用される事例が国内で確認されています。

ほんの少しの好奇心から安易に使い始め、薬物が持つ強い依存性によって、自分の意思ではやめられなくなっています。

その末には、薬物に魂を奪い取られて自分を見失い、事故や他の犯罪に手を染め、自分や家族、友人や第三者を傷付けることになります。

このようなことにならないよう、薬物には絶対に手を出さないようにしましょう。

違法薬物は、「買わない、使わない、関わらない」ようにしてください。



◎ 薬物に関する情報・相談等の連絡先

◆東近江警察署もしくは滋賀県警察本部(組織犯罪対策課) 077-522-1231

◆相談電話:県民の声 110番 077-525-0110

不法就労・不法滞在の防止!!

不法就労は、日本の法律により、不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた雇用者も処罰の対象となります。外国人を雇用される際は、必ず旅券や在留カード等で在留資格、在留期間、資格外活動許可の有無等を確認していただき、働くことが認められていない外国人を雇用することがないようにお願いします。

日本で正規に滞在する外国人との共生や安全・安心なまちづくりのためには、不法就労・不法滞在に関する問題を正しく理解し、その防止を徹底していただくことが重要です。

◆生活道路における自動車の法定速度の引き下げ

- 法定速度が60km/h から30 km/h に引き下げ
- 引き続き法定速度が60km/h となる道路
- 道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路

令和8年9月1日に道路交通法が改正され、生活道路における自動車の法定速度が60km/h から30km/h に引き下げられます。「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線などがない道路となります。道路環境に応じて安全な速度で走りましょう。



○東近江警察署事件簿

(令和8年5月の刑法犯発生件数)

・空き巣等の侵入盗	3 件
・自転車盗	6 件
・万引き	0 件
・器物損壊	0 件
・車上狙い	3 件
・その他	2 件



警察庁・都道府県警察

**Please
Take a Look!**

滋賀県警察公式

